⑺　主要機器等
①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成11年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。
主要機器　「トンネル非常用設備標準仕様書　中日本高速道路株式会社」によるトンネル非常用設備
同種機器　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらに機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤
②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。
③　主要機器等（設計書で機器製作・改造費としたもの）の改造・修理に関する受注体制が現時点で有すること。
⑻　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　技術提案に関する事項
⑴　技術提案の仕組み　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する工事目的物の機能、性能等を低下させずにイニシャルコストを低減する提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札することができる方式とする。
なお、本工事で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）によるものとする。
⑵　技術提案資料　指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、標準案によるものとする。本工事を標準案と比較して経済的であり、且つ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。
⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格確認を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

４　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵　評価項目及び評価指標
①　保証条件等「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」
㋐　無償修理保証期間　工事目的物にかしがあるときの無償修理保証期間（１年以上）を記述する。
㋑　保守部品の供給保証期間　保守部品の供給保証期間は、部品の製造中止告知後、製造中止してからの期間（５年以上）を記述する。
②　保守体制「派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間」主要機器の故障やシステムの機能障害時、当社からの連絡を24 時間受けられる体制を構築するものとし、当社から連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでの時間を記述する。
㋐　保守拠点　中日本高速道路株式会社名古屋支社　飯田保全・サービスセンター
③　機器等の維持管理性向上「機器等の維持管理性向上」　設計図書に示す機器等の維持管理性向上に関する㋐～㋓について、具体的提案を記述する。（※１）
㋐　予防保全
㋑　定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性
㋒　機器等の保守性向上
㋓　障害復旧の簡易化
㋔　機器の長寿命化
㋕　機器の点検周期の長期間化
㋖　保守用品等の追加納入（提案が無い場合は、「無し」と記載）
④　品質管理体制「品質管理体制」　工場製作機器、現地施工に対する会社としての品質管理体制について、下記㋐～㋔について記述する。
㋐　組織体制
㋑　検査体制
㋒　アウトソース（製品品質）
㋓　品質管理巡回（現場品質）
㋔　トレーサビリティ
⑤　工事目的物に対する安全対策
㋐　工事目的物に対する安全対策（切替え時におけるシステム停止期間の短縮、システム停止期間におけるバックアップ体制や対策等）について具体的提案を記述する。（提案が無い場合は、「無し」と記載）
⑥　工事規制内における安全対策
㋐　工事規制内における安全対策（トンネル内における輻輳する工事業者同士における安全対策、工事車両の進入退出に関する安全対策等）について具体的提案を記述する。（提案が無い場合は、「無し」と記載）
⑦　境に配慮した機器の使用　当該工事における環境へ配慮した機器の使用の提案（消費電力削減量）を数値方式で評価。
※入札説明書に示す【提案における制限】を超える提案には、本小項目の全提案に対し点数を付与しない。
【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可又は優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。
【数値方式】　評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。あらかじめ指定する最高の評価数値を満点、最低の数値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。
評価項目の評価指標
優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
⑶　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、③～⑥においては、評価基準（優／良上／良／良下／可）に基づき判定した下記の項目別配点で評価で付与（判定方式）し、①、②及び⑦においては、提案値に基づき提案値に応じ按分した点数で付与（数値方式）する。
①　保証条件等「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」　評価指標により、（無償修理保証期間×１）＋（保守部品の供給保証期間×0.2）の提案値が最も高い者に最大の20点を付与し、標準値⑵を０点とし、提案値に応じ按分した点数（点数は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位とする）を付与する。